

ごあいさつ



理事長
安藤 立美

平素より東京信用保証協会に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和2年度の事業活動ならびに今年度の経営計画についてご報告するディスクロージャー誌「東京信用保証協会レポート2021」を作成しました。ぜひ一読いただき、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

昨年度は新型コロナウイルスの流行によりヒトの動きが遮断され、生産・消費にも多大な影響を及ぼして世界経済は大きく停滞しました。国内経済においても内閣府が発表した2020年の実質GDPは、マイナス4.8%の成長率となりました。都内経済を見ましても、2度に及ぶ緊急事態宣言で、飲食店や小売店舗は時短営業を余儀なくされるなど、事業者における影響は甚大なものになりました。

国は昨年5月1日に制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子融資である「感染症対応融資(全国制度)(略称：感染症全国)」を開始し、東京都は実質無利子の融資制度を1億円にまで引き上げて中小企業の資金繰りの支援体制を整えました。感染者が再び増加して2回目の緊急事態宣言が発出される状況の中、当初昨年末までとされていたこの制度融資の保証申込期限が今年の3月末まで延長されました。さらに今年度は伴走支援型特別保証制度が開始され、国や東京都による中小企業者の資金調達の円滑化の取組みは引き続き実施されています。

当協会では政策実施機関としての役割を果たすべく、昨年1月に各支店に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を開設し、その後、休日相談窓口や事業者専用電話を設置のうえで資金繰り相談に対応しました。また、保証申込の急増に対し職員増員を行うなど積極的かつ機動的な金融支援の実行に努めてまいりました。結果として、令和2年度の保証承諾実績は6兆2千7百億円余りと当協会設立以来の過去最高を記録し、ご利用いただいている都内中小企業者は1年前より5万8千者増加して約22万者となり、当協会の利用率は53%を超えるに至りました。

しかしながら、中小企業者は経営者の高齢化や後継者難など潜在的な経営課題を抱えております。4月末には、3回目の緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せずに長期化の様相を呈しており、中小企業者を取り巻く経営環境はより厳しいものになることも予想されます。当協会では、金融支援のみならず、経営改善やビジネスモデルの再構築などの経営課題を抱える中小企業者に今まで以上に寄り添い、専門家派遣やサポート会議を通じた積極的な経営支援を行ってまいります。

また、非接触型やり取りでのビジネスモデルが模索される中、当協会では昨年10月から信用保証書の電子化(認証付電子保証書交付サービス)を開始いたしました。従来の郵送や当協会窓口での交付に比べ、融資実行までの時間短縮や金融機関の行員・職員の方の事務負担軽減にも繋がったとの声を頂いており、今後も金融機関や中小企業者の利便性向上と協会業務の効率化に向けた電子化を積極的に推進してまいります。

今後もわが国の経済を支える中小企業者のベストパートナーとして、役職員が一丸となって中小企業者を支え、ともに歩み、行動してまいります。引き続きご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年5月